

# 意見書

2012年（平成24年）12月1日

埼玉弁護士会

# 目 次

(凡例)

憲法 日本国憲法  
刑訴法 刑事訴訟法  
裁判員法 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

はじめに	1 頁
第 1 裁判員法 1 条の改正及び選択権の付与	2 頁
第 2 全面証拠開示、「証拠管理庁」の創設	4 頁
第 3 整理手続の廃止	5 頁
第 4 審理二分、裁判員の量刑不関与	7 頁
第 5 無記名投票制度の新設、少数意見の表明	8 頁
第 6 裁判員に対する罰則の撤廃、守秘範囲の縮小	9 頁
第 7 少年逆送事件の除外	11 頁
第 8 性犯罪事件の一律除外	12 頁
別紙 注	

## はじめに

現在、裁判員制度に対しては、裁判員法附則 9 条に規定する所謂「3 年後見直し」に向けて、違憲や制度廃止の意見を含めた様々な制度の改善及び法改正意見が提示されている。裁判員制度について、同制度の推進、反対のいずれの考えに立脚するにせよ、少なくとも現行の裁判員制度に対して多数の問題点が指摘されている事実は疑う余地がないであろう。裁判員制度の大幅かつ抜本的な改正なくして、国民の信頼を得る公正な刑事裁判の実現は、不可能である。

当会においては、平成 24 年 2 月 14 日、当会会長を協議会長とし、刑事関連各委員会の代表を委員とする裁判員制度検討協議会（以下、「検討協」という。）を設置し、裁判員制度の施行後の状況について全般的な検討を加えるとともに、同制度に対する当会会員の総意の集約に努めつつ、同制度の改善のための所要の方策を提言するため、本意見書を取りまとめた。殊に検討協においては、裁判員はもちろんのこと、犯罪被害者等の利益確保にも十分な配慮を行いつつ、何よりも刑事訴訟法の根本理念に立ち返って、被疑者・被告人の防御権・反証権の確保、実質的当事者対等の実現、誤判・えん罪の防止等の大原則を重視する観点から、制度及び法規を再検討する議論を行った。その結果、検討された多数の問題点の中から、特に重大かつ本質的な制度改革課題と考えられる論点、かつ喫緊の法改正を要する事項を精選し、これについて本意見書を通じて当会独自の法改正意見を提言するものとした。（なお、各意見は、原則として現行の裁判員制度を前提にするものである。）

裁判員制度が、裁判員のための制度などと矮小化されることなく、被疑者・被告人の人権を保障する公正な刑事裁判制度として本来期待される役割を果たすことができるよう、一刻も早く本意見書の提言を取り入れた所要の改正がなされることを政府及び国会に対し強く要請するものである。

2012 年（平成 24 年）12 月 1 日  
埼玉弁護士会会長 田島 義久

## 第1 裁判員法1条の改正並びに選択権の付与

(意見の趣旨)

- 1 裁判員法1条の見出しを「(目的及び趣旨)」とし、その本文を「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とし、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるものとする。」と改正する。
- 2 「裁判員裁判対象事件の被告人は、裁判官裁判による審理か裁判員裁判による審理かを選択する権利を有する」旨、並びにこの関連条項を、裁判員法に追加する。

(意見の理由)

- 1 裁判員法1条は、その見出しを「(趣旨)」としたうえで、「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるものとする。」と規定する。

裁判員法は、法の目的を明示していない(注1)。「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」を裁判員法の目的とする見解がある(注2)が、裁判員法自体、「(趣旨)」としていて「(目的)」とはしていない。「裁判員が刑事訴訟手続に関与することが」上記事項に「資する」との文言からも、これは効果ないし結果というべきであって、目的とは言えない。

では、裁判員法の目的は何か。裁判員法は「刑事訴訟法の特則」であり、この側面において、裁判員法の目的は刑訴法の目的、すなわち刑訴法1条にあるというほかない。

ところが、現行裁判員法1条の文言が目的を定めているかのように誤解されることから、裁判員法の運用において、裁判員と国民を基準とした短期間で分かりやすい審理・判決ばかりが重視され、被告人の基本的人権が著しく制限される結果をもた

らしている。

そこで、このような誤解を解き、被告人の黙秘権・反証権を十分に保障するため、裁判員法の定める裁判員の関与する刑事訴訟手続においても、刑訴法1条の目的が等しく求められていることを再確認する必要がある。

よって、裁判員法1条については、見出しを「(目的及び趣旨)」としたうえで、その本文前段に刑訴法1条の目的規定を再言し、その後段に現行裁判員法1条の趣旨規定を置いた条文とする改正をし、もって完全を期するべきである。

- 2 そもそも、憲法は、国民の司法参加の規定を置かない。他方で、憲法37条1項は「公平な裁判所の裁判を受ける権利」を被告人に保障している。

この点、最高裁判所は、「(刑事裁判の)諸原則が厳格に遵守されなければならない、それには高度の法的専門性が要求される」ことから、「憲法は、刑事裁判の基本的な担い手として裁判官を想定している」とする。そして、裁判員制度では「憲法が定める刑事裁判の諸原則の保障は、裁判官の判断に委ねられ」、「裁判官は刑事裁判の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はない」旨、判示する(平成23・11・16大法廷判決)。裁判員制度の合憲性は、裁判官によって担保されるとするのである。

しかし、そもそも、刑事裁判では、市民の生命・自由・財産を国家が強制的に剥奪することになるのであるから、同条項に言う「裁判所」とは、まずもって「職権の独立とその身分が憲法上保障された裁判官により構成される裁判所」を指すと解すべきである。

そうすると、裁判員の参加する裁判体は同条項に言う「裁判所」そのものではない。したがって、「裁判官によって構成される裁判所の裁判を受ける権利」を被告人に保障しない現行の裁判員法は憲法37条1項に違反する疑いを払拭し得ない。

ところで、このような意味における憲法上の「裁判所の裁判を受ける権利」は、言うまでもなく被告人のものであり、被告人はその権利を放棄することができる。

そこで、被告人は「裁判所の裁判を受ける権利」を保障されていることを前提に、「被告人は、裁判官裁判による審理か裁

判員裁判による審理かを選択する権利を有する」との法改正がなされれば、裁判員制度は被告人に強制されるものではなくその選択によるものとなり、違憲の誹りを免れる（注3）。

## 第2 全面証拠開示、「証拠管理庁」の創設

（意見の趣旨）

- 1 「捜査機関が収集・作成した全証拠は、直ちに、証拠管理を任務とする独立した国家機関（『証拠管理庁（仮称）』）に提出し、証拠管理庁は、起訴後直ちに被告人側に対し、管理する全証拠を開示して閲覧謄写させなければならない」旨、及びこの関連条項を刑訴法に追加し、併せて、刑訴法の証拠開示制度は廃止する。
- 2 検察官は上記以外の証拠を当該事件の立証に使用してはならないものとする。

（意見の理由）

- 1 刑訴法は、公判前・期日間整理手続に付された事件につき、被告人側に証拠開示請求権を認めている。しかし、この証拠開示制度は、被告人側にはどのような証拠があるか判然とせず、また開示証拠は法定要件に該当するものに限られる等の重大な制約があり、不十分である。

これまでに捜査機関による証拠隠しの事例が多数報告されているところ、短期間に主として裁判員に理解しやすい証拠によって審理を行おうとする裁判員裁判においては、えん罪が多発する危険がある。

そもそも、公務員である警察・検察官が、公権力と公費を用いて収集し、作成した証拠は、司法が正しい判断をするためのものであり、訴追側が勝つためのものではない（注4）。整理手続の証拠開示制度が施行された後にも、「村木事件」や、「小沢事件」での検察の証拠隠し等が発覚している。まして、現行の証拠開示制度施行以前であれば、一層多数の深刻な証拠隠しによるえん罪が発生していたと推測せざるを得ない。全面証拠開示の一刻も早い実現が求められているというべきである。

全面証拠開示を確実に実行するためには、警察・検察の手元にある全証拠につき隠匿・改ざん・破棄を防止する制度の創設

を要する。この点、「証拠の一覧表」を捜査側から被告人側へ交付する制度では、証拠の隠匿・改ざん・破棄は防止できない。捜査官の良心に期待しているにすぎないからである。

そこで、全証拠の管理を任務とする独立した国家機関（「証拠管理庁（仮称）」）を創設し、裁判員裁判管轄裁判所に近接してこの支所を設け、捜査官は、収集・作成した全証拠を直ちに「証拠管理庁」に提出するものとし、「証拠管理庁」はこれを保管し、起訴後直ちに被告人側に開示し、閲覧・謄写に応じるものとすべきである。

これが実現すれば、刑事訴訟法の証拠開示制度は無用に帰するから、廃止することになるのは当然である。

- 2 検察官は上記以外の証拠を当該事件の立証に使用してはならないものとして、全証拠の「証拠管理庁」への提出を確保する。

証拠提出前の証拠の隠匿・改ざん・破棄に対しては、刑法第2編第7章、同第17章、同第20章を有効に活用することによって担保すべきである。

### 第3 整理手続の廃止

（意見の趣旨）

全面証拠開示制度の導入と同時に、公判前及び期日間整理手続に関する規定は廃止するものとし、これに代えて、刑訴規則178条の10を活用し、同194条ないし195条を復活させるべきである。

（意見の理由）

- 1 整理手続は被告人の黙秘権、反証権を否定する

公判前・期日間整理手続（以下、単に「整理手続」という）を経た後は、証拠提出が制限される。このため、整理手続において被告人側に対し主張明示及び証拠提出が事実上強制される結果、被告人の黙秘権（憲法38条）及び反証権（憲法37条2項）が侵害されている。

また、当事者双方の整理された主張と証拠を審理の対象とする構造になった結果、検察官と被告人側の主張、証拠が並列的に扱われることになり、公判審理において、「無罪推定の原則」

(同 3 1 条) という刑事裁判の鉄則に代わって、「証拠の優越」という民事裁判の原則が機能する状況になっている。

これらの弊害は、重罪事件を対象とし、公判前整理手続を必要とする裁判員裁判(裁判員法 4 9 条)で特に顕著で、被告人にとって過酷な負担となっていると言わねばならない。

## 2 整理手続は裁判の公開原則に違反する疑いがある

整理手続には公開の規定がなく、このため刑事裁判において極めて重要な証拠採否の手続が非公開とされており、公開裁判の原則(憲法 3 7 条 1 項、8 2 条)に反する疑いがある。

## 3 整理手続は予断排除原則に違反する疑いがある

整理手続担当の裁判官と公判担当の裁判官が同一人であるため、公判に提出されない証拠に接し、かつ当事者の主張・立証を俯瞰した裁判官が公判を担当することになる。その結果、裁判官については、起訴状一本主義、即ち予断排除原則(憲法 3 1 条、刑訴法 2 5 6 条 6 項)に反する状況下で公判審理が行われている疑いがある。

起訴状一本主義は、裁判官が事件について先入的心証を抱くことなく白紙の状態第 1 回の公判期日に臨み、その後の審理の進行に従い、証拠によって事案の真相を明らかにし、もって公正な判決に到達する手続を示したもので、直接審理主義および公判中心主義の精神を実現するとともに、裁判官の公正を訴訟手続上より確保し、よって公平な裁判所の性格を客観的にも保障しようとする重要な目的を持っている(最大判昭和 2 7 ・ 3 ・ 5)。

これに対して、裁判員裁判において、裁判官が予断排除の原則に反する状況下で公判審理を行うことは、裁判官と裁判員との間に情報格差を生じさせることになる。評議及び評決において、裁判官の主導的地位は否定すべくもなく、裁判員法の理想とする裁判員と裁判官の対等は、全く期待できない。

## 4 整理手続は迅速裁判の要請に反する

整理手続は、主として証拠開示制度が複雑であり、主張明示の範囲が曖昧である等の問題がある。しかも、自白事件の場合でも開かれるため、明らかに審理の遅延が生じていて、迅速裁判の原則(憲法 3 7 条 1 項)に反する状況にある。

整理手続の長期化の要因は、主として証拠開示制度の運用に時間を費やしていることにあり、しかも上記のとおり長期化以



外の由々しき憲法上の諸問題が存在するのである。

全面証拠開示が実現された場合には、整理手続の主たる存在価値は失われるというべきであるから、遅くとも全面証拠開示制度の導入と同時に、整理手続を廃止すべきである。

なお、刑訴規則は、第2編第3章第1節に公判準備として「事件につき予断を生じさせるおそれのある事項」以外の「訴訟の進行に関し必要な事項」につき、裁判所は第1回公判期日前に、検察官および弁護人を出頭させて、打合せを行うことができる旨の規定（178条の10）を置き、併せて第1回公判期日以後は公判期日前準備手続を行うことができる旨の規定（第194条ないし195条）を置いていた。これらの規定を活用・復活し、公判前整理手続を必要的とする規定が削除されれば、裁判員法は違憲の誹りを免れ、審理の円滑かつ迅速な進行を期することができる。

#### 第4 審理二分、裁判員の量刑不関与

（意見の趣旨）

- 1 公判審理は、事実認定審理と量刑審理を二分し、事実認定審理終結後直ちに評決を行い、無罪認定の場合はその旨判決を言い渡し、有罪認定の場合は量刑審理開始を宣言して量刑審理を行い判決を言い渡すこととすべきである。
- 2 裁判員は、事実認定審理にのみ関与し、量刑審理には関与しないこととすべきである。

（意見の理由）

- 1 現行の刑事裁判では、公訴事実が争われている事件で、公訴事実の存否と関連性のない証拠が許容される結果、前科などの情状資料や犯罪被害者の意見が無制限に提出されて、公訴事実の存否に関連性ある証拠のみによって事実認定審理を行うことが制度的に確保されていない。このことは、証拠の取扱に習熟していない一般市民が参加し、かつ、連日集中的に審理を行い、限られた時間内で評議評決をして判決をすることが要請されている裁判員裁判において、特に問題である。

このため、公判では、まず公訴事実の存否と関連性のある証拠のみに基づいて事実認定審理をし、有罪の認定をした場合に

限り量刑審理を行う手続二分制度を導入すべきである。既に一部の裁判員裁判で運用上手続の二分化が行われているが、個々の裁判体の恣意的裁量に任せた場合の弊害も報告されているため、全手続の二分を明文にて制度化すべきである。

手続二分制度の下で有罪認定の場合は、被害者証人等は各審理に出廷することの負担が指摘されるが、証人の負担を無辜の不処罰の要請に優先させるべきではない。むしろ、公訴事実を争い無罪推定が働く被告人につき、有罪を前提とする被害感情や処罰感情の証拠が提出されることの方が不適切である。

2 手続二分の結果、裁判員が関与するのは、事実認定審理に限定すべきである。裁判員裁判において、市民が法律専門家とともに審理に関与するに当たり、市民の経験が最も活かされるのは、事実認定の部分である。

市民の経験は、量刑判断ではほとんど活かされず、他方で、法定刑に死刑が含まれる場合は勿論、含まれない場合でもその量刑判断に当たって裁判員の心理的負担は過大である。また、罪種によっては冷静な判断が困難で、過度な重罰化の傾向がみられるという弊害も報告されている。

事実認定審理で有罪との結論が出た場合、裁判員は以後の量刑審理には関与せず、裁判官のみで審理が行われることとなる。

## 第5 無記名投票制度の新設、少数意見の表明

(意見の趣旨)

- 1 評決は、次のような無記名投票の方法で行うものとする。
  - (1) 裁判官と裁判員は、無記名秘密投票の方法により評決を行う。
  - (2) 全員の投票終了後、裁判長は、裁判官と裁判員の面前で開票し、投票結果を直ちに発表し記録する。白票は、被告人に有利なものとして数えられる。
  - (3) 投票用紙は、開票後直ちに、焼却等により完全廃棄する。
- 2 裁判員の少数意見を判決書に記載するものとする。
  - (1) 全員一致の判決はその旨記載し、それ以外は、事実認定及び量刑につき評決数を判決に記載するものとする。
  - (2) 裁判長は、全員一致以外による判決書作成に当たり、裁判員に対し、事実認定の評決数に加え、事実認定について少数意見を記載できることを告知する。

- (3) 裁判長は、告知後、全ての裁判員と個別に面談し、少数意見の記載を希望するか否かを確認する。
- (4) (3)において、少数意見の記載希望があった場合には、これを判決書に記載しなければならない。少数意見は匿名とする。
- (5) 裁判長は、少数意見がどの裁判員のものかを秘密とし、漏洩してはならない。

(意見の理由)

- 1 評議と評決における裁判員の自由な意見表明を担保するため、評決において無記名投票制度を新設すべきである。これにより、誰の意見か特定できなくなれば、守秘義務の緩和が容易となり、評議に対する国民の検証が可能となる。このため、フランスの法制度を参考に（注5）、前記意見の趣旨記載のような無記名秘密投票制度を新設し、評決はこれによるものとするべきである。
- 2 裁判員裁判は、死刑・無期懲役が法定刑となる重大事件が対象である。裁判の結果、被告人の生命を断つことも予定されている。評議は基本的に単純多数決であるから、多くの場合、少数意見を生むことになる。しかし、現行法上、判決は全員一致であるかのような外観を呈しており、少数意見の内容は守秘義務の名のもとに封殺されている。  
この点、職業裁判官ですら、自らの理念に反する判決結果を生むことは大変な苦悩である（袴田事件第1審主任裁判官の苦悩は有名である）。まして、必ずしも望んでなるわけではない裁判員にとっては、評議の結果、自己の意見に反する判決結果となったうえに、対外的には判決に賛同したと見られるのであるから、想像を超える苦悩であろう。  
また、少数意見の存在と内容が示されることは、えん罪の防止や国民参加の意義を真に実現する面からも、極めて有益である。

## 第6 裁判員に対する罰則の撤廃、守秘範囲の縮小

(意見の趣旨)

- 1 守秘義務のうち「評議の秘密」に関する罰則規定を撤廃すべきである。
- 2 「評議の秘密」のうち「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為（裁判員法108条2項2号）については、「自己以外の裁判員の意見」について「当該意見を述べた者」の特定

に結びつく形で漏らす行為のみを指すものとすべきである。

(意見の理由)

1 裁判所法75条は「(評議の秘密)」とし、その2項に、「評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。」と規定する。しかし、この違反に対する罰則規定はない。裁判員にのみ罰則を定める現行規定は、憲法14条に違反する疑いがある。

2 守秘義務違反の範囲は次のようにすべきである。

(1) 評議において「自己がどのような意見を述べたか」が特定されて公にされるおそれがある場合、裁判員が躊躇して自由な意見表明の妨げとなる可能性もある。

しかし、裁判員の職にあった者が評議の中で述べた自分の意見を後に第三者に告げるのみであれば、評議における他の裁判員の自由な意見表明は実質的に妨げられない。

(2) この点、裁判員の職にあった複数の者が同様に自分の意見を示すことによって、結果的に他の裁判員の特定に結びつくおそれは否定できない。

しかし、国民参加の意義を全うするためにも、利得目的なく自分の意見を述べる裁判員の表現の自由は、評議中のみならず評議後においても可及的に保障すべきである。その結果として他の裁判員についてその意見が特定されるおそれがあるという程度の負担は、裁判員として引き受けるべき責務に当然含まれるものと考えらるべきである。

(3) また、当該意見を述べた裁判官を特定して述べる行為は、司法に対する国民参加の本来の意義を全うするためにも有益無害と言うべきであるから、「評議の秘密」に含めるべきではない。現在の単独裁判体においては明確に裁判官の意見が特定されているほか、最高裁長官・判事についても、少数意見を含めて明確に意見が特定されるのであるから、裁判員裁判において裁判官の意見を特に秘匿すべき根拠はない。

(4) したがって、倫理的義務としての守秘義務の対象とすべき「評議の秘密」としては、「自己以外の裁判員の意見」について「当該意見を述べた者」の特定に結びつく場合に限定すべきこととなる。

ただし、本意見書のように罰則を廃止し倫理的に守秘義務を課す観点からしても、利得目的が絡む場合には、「当該意見を述べた者」の特定に結びつく場合だけでなく、それ以外の「評議の秘密」の漏洩も守秘義務の対象というべきである。

(5)なお、平成23年6月16日付け日弁連提言書における裁判員制度の運用に関する調査研究のための守秘義務の適用除外規定の新設に関する提言は、上記とあわせて是非とも導入の検討がされるべきである。

## 第7 少年逆送事件の除外

(意見の趣旨)

裁判員が事実認定のみを担当する旨の改正及び少年事件特有の事情に配慮するための各種改正を行わない限り、裁判員裁判の対象から少年逆送事件を除外すべきである。

(意見の理由)

1 現行の裁判員制度は、逆送事件における少年被告人に過大な不利益を負わせている。この不利益負担が解消されない限り、少年逆送事件は裁判員裁判の対象事件から除外すべきである。

すなわち、若年者に対しては国民の厳罰感情が強く、これが裁判員の心証・評議に直接的な悪影響を与える危険が存在している。しかし、裁判員法はその危険に対して、立法上全く配慮をしていない。その結果、少年逆送事件において少年法の理念が実現できておらず、少年に対する不利益が過大な状態にある。

この状況を打破するためには、裁判員が事実認定のみを担当することをはじめとした制度全体の改正が必須である。また、それに加えて、少年法の理念を裁判員裁判において実現するため、次項のような各種の改正を行うべきである。

2 裁判員裁判において少年法の理念を実現するために必要な改正項目は、以下のとおりである。

- ① 少年被告人の事件においては、当該少年の成育歴に遡り、それが犯行にどう影響したのかの科学的機序を探り、更生のためにはどのような処遇が必要かという観点で判決を行うことを万全な共通認識とするため、いわゆる「科学主義」の理念を、刑訴法と裁判員法に明記すべきである。
- ② 少年法の理念（保護主義）とそれを具体化する少年事件に固有の規定（科学主義、55条移送や不定期刑など）、これらがよって立つ経験則（非行の背景と矯正可能性）に

ついて、公開法廷で十分な説明を行うものとし、裁判所の裁量に基づく運用に左右されることのないよう、説明・説示の方法を法文上明記すべきである。

- ③ 弁護人の請求により裁判の公開を停止する制度を新設すべきである。
- ④ 成長発達権や健全育成などの利益に裏打ちされる少年のプライバシー及び情操保護の観点から、少年被告人の一時退廷を認める制度を新設すべきである。
- ⑤ 逆送決定の当否を批判的に検討し、裁判員が健全な社会常識に基づく判断を行う前提となる十分な情報を提供するため、弁護人が証拠調べ請求した当該少年の社会記録は、必要的に全部取調べる制度とすべきである。
- ⑥ 当該少年を担当した裁判所調査官や鑑別技官に対する弁護人請求の証人尋問等の実施を必要的とすべきである。
- ⑦ いわゆる科学主義の理念に基づいて判決を行うため、弁護人の求める専門家証人（医師、元家裁調査官、法務教官等）の尋問・鑑定を採用を必要的とすべきである。
- ⑧ 少年の処遇について裁判員の理解を促すため、少年刑務所や少年院を裁判員が公判前に見学する制度を新設すべきである。
- ⑨ 裁判員裁判の平均審理期間の長期化に伴う少年被告人の身体的拘束の長期化による弊害を避けるため、逆送少年の身体拘束は、生活指導、教科指導等教育をうける機会を確保しつつ、原則として少年鑑別所において行う制度とすべきである。

3 これらの改正が実現しないのであれば、裁判員裁判の対象から少年逆送事件を除外するほかない。

## 第8 性犯罪事件の一律除外

（意見の趣旨）

裁判員裁判の対象事件から性犯罪事件を一律に除外すべきである。

（意見の理由）

1 性犯罪事件を裁判員裁判の対象事件とすることには、被告人

の立場から、次のような問題点がある。

(1) 予断による悪影響の危険性

性犯罪は、性の尊厳に対する卑劣な犯罪として、一般市民からとりわけ憎悪の対象とされやすい面がある。そのため、裁判員が事件の性質そのものや各種報道などから、予断による悪影響を受ける危険を無視できない。

(2) 無罪等を争う主張、立証の困難

性犯罪は、密室などでの犯行が多く、誤った被害申告に基づくえん罪事件が発生しやすい。他方で、性犯罪は、被害者に対する判断者の肩入れを生じやすい面があることから、被告人が性犯罪の被害者の落ち度や合意の存在を主張したり、被害者を証人尋問で弾劾したりする際に、裁判員の公平中立な判断を必ずしも期待しにくい。

2 また、性犯罪事件を裁判員裁判の対象事件とすることは、犯罪被害者の立場からも、次のような問題点がある。

(1) プライバシー侵害の重大性

性犯罪被害者はとりわけプライバシー保護の要請が強く、その侵害があれば影響は重大であるところ、裁判員裁判のプロセスでは、性犯罪被害者のプライバシーが十分な保護を受けているとはいえない。

特に、①守秘義務を負わない裁判員候補者に対して、被害者の特定に関する事項が開示されるおそれ、②被害者を個人的に知っている者が裁判員に選任されるおそれについて、いずれも法律上の手当がなされていない。

(2) 被害者の負担感及び萎縮効果

裁判員裁判における市民参加及び直接主義の要請、並びに社会的注目が一般的に高いことなどから、裁判員裁判になるというだけで被害者がプライバシー侵害の危険を強く感じ、精神的・心理的な負担が重い。

その結果、被害申告そのものの躊躇や、裁判員裁判を回避するために検察官が強姦致傷事件を強姦で起訴するなどの事例が生じている。

(3) 二次被害発生のおそれ

一般市民である裁判員の審理中の何気ない質問が、被害者の心を傷つけ、いわゆる二次被害を招くことがある。

3 以上のような問題があるので、裁判員裁判の対象事件から

性犯罪事件を一律に除外すべきである。ただし、性犯罪を対象から一律に除外することに対しては、反対意見もある。

特に、裁判員裁判の対象事件から性犯罪事件を除外することは、性犯罪事件の重大性を否定する趣旨であるとの誤解を受けかねないとの危惧がある。

本意見がかかる見解に立つものでないことは明らかであるが、誤解を避けるための十分な留意が必要である。

以上



## 別紙 注

(注1) 戒能道厚(「法と民主主義」No.463、64頁)

(注2) 池田修「解説裁判員法」(2頁)

(注3) 被告人に選択権を与えることによって裁判員制度に関する憲法上の疑問点は解消されたとする見解につき、「ジュリスト」No.1446(95～96頁)参照。

(注4) 「検察側の義務として関連性のある証拠はフェアに法廷に提出しなければならない、決して有罪判決を得ることに固執してはならない。」(1959年デリー宣言)

「締約国が、防御権を阻害しないために弁護側が全ての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する。」(1998年国際人権(自由権)規約委員会)

(注5) 「フランスの無記名投票制度」

裁判官と陪審員が一緒になって合議体として審議して、最初に主質問につき、次いで刑について投票を行う(356条)。このために、裁判官と陪審員は1人ずつ、重罪院の印章が押されていて、「私の名誉と良心にしたがって、私の宣告は…」と記入されている投票用紙を開いたままで受け取る(357条1項)。裁判官と陪審員は、誰も投票用紙への記入を見ることができないように配置された机で、秘密に「肯定」(oui)または「否定」(non)と記入し、投票用紙を閉じて裁判長に渡し、裁判長がその用紙をそのために用意された投票箱に入れる(357条2項)。全員の投票が終わったら、裁判長は、裁判官と陪審員が投票用紙を確認できるようにその面前で開票し、投票結果を、直ちに、質問の後ろまたは欄外に記載する(358条1項)。白票または多数によって無効と宣告された票は、被告人に有利なものとして数えられる(同2項)。投票用紙は、開票後直ちに、焼却される(同3項)。

(「立命館法学」2005年2・3号(300・301号)409頁 フランス司法権の特徴と重罪陪審裁判 中村義孝より)